

令和3年度 地域創造大賞(総務大臣賞)実施要領

1 趣旨

地域における創造的で文化的な表現活動のための環境づくりに特に功績のあった公立文化施設を顕彰し、全国に広く周知することにより、公立文化施設の活動のさらなる活性化を図り、美しく心豊かなふるさとづくりの推進に寄与することを目的とする。

2 表彰対象

開館から概ね5年を経過している施設（転用施設を含む）のうち、地域における創造的で文化的な表現活動のための環境づくりに特に功績のあった公立文化施設（下記の表彰基準及び表彰の対象となる公立文化施設の主な活動を総合的に勘案）で、条例により、公の施設として設置及び管理されているもの

（表彰基準）

- ・ 地方公共団体等が、文化・芸術による地域振興やふるさとづくりという地域を豊かにするための行政の目的に沿った芸術文化振興ビジョンや公立文化施設の理念、使命を持ち、それを達成するための施設運営がなされているかどうか
- ・ 先進性、テーマ性を有する自主企画作品の制作、公演や自主企画展覧会の開催等創造的な活動に取り組むとともに、内外の優れた作品の鑑賞機会の提供に意欲的に取り組んでいるか
- ・ 地域住民の文化・芸術活動の育成支援、教育普及活動、住民参加・参画など地域住民との協働（コラボレーション）に意欲的に取り組んでいるか
- ・ 地域における文化・芸術活動を担う人材の育成に意欲的に取り組んでいるか
- ・ 地域における創造的な文化・芸術環境づくりに持続的な成果があがっているか
- ・ 施設の管理・運営の改善に積極的に取り組んでいるか

（表彰の対象となる公立文化施設の主な活動）

- ・ 音楽分野
- ・ 演劇・ダンス分野
- ・ 伝統芸能分野
- ・ 美術分野
- ・ その他（文化・芸術の新機軸となり得る創意工夫をこらした文学、歴史などで上記分野と連携しながら継続的に事業を展開していると認められるもの）

3 表彰施設数

10施設以内

4 応募・推薦方法

(1) 市区町村分

① 市区町村（政令指定都市を除く）は、様式1に必要事項を記載の上、各都道府県を通じて、一般財団法人地域創造（以下地域創造という。）に応募するものとする。

② 各都道府県は、①により応募のあった市区町村をとりまとめ、様式2にコメント等を記載の上、地域創造に提出するものとする。

(2) 都道府県・政令指定都市分

都道府県・政令指定都市は、様式1に必要事項を記載の上、直接地域創造に応募するものとする。

(3) 上記(1)(2)のほか、地域創造が指名する地域の文化・芸術に関する有識者からの推薦。

5 選考方法

演劇、音楽、美術関係の学識経験者で構成する審査委員会の審査を経て、10施設以内を選定、総務省と協議のうえ、地域創造理事長が決定する。

6 表彰施設発表

令和3年12月上旬、記者発表と併せ地域創造ホームページ上で発表。

7 表彰式

令和4年1月中を予定

8 提出書類及び提出部数

区 分		提 出 書 類	提出部数
市区町村（応募）		様式1	1部
都道府県・政令指定都市	応募	様式1	1部
都道府県	市区町村とりまとめ	様式1（市区町村分）及び様式2	1部

9 提出期限
令和3年7月21日（水）必着

10 提出先
一般財団法人地域創造 総務部 担当：三田、岸
住 所：〒107-0052 東京都港区赤坂2-9-11 オリックス赤坂2丁目ビル9階
電 話：03-5573-4184 FAX：03-5573-4070
E-mail：taishou@jafra.or.jp